

令和2年6月25日

## 第137回 遠野市農業委員会総会議事録

第137回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年6月12日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号  
会議年月日 令和2年6月25日  
会議の場所 あえりあ遠野 交流ホール  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、  
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、  
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、  
17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員

会議に出席した職員 事務局 長 佐々木 徹  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池 今 英  
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第137回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に  
ついて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 農地専門委員会に付議した事項について  
議案第15号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に  
対する可否決定について  
議案第16号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第18号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について  
議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第21号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第22号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
協議第1号 令和2年度「農地の日」の活動について  
協議第2号 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）について  
協議第3号 令和2年度全国農業新聞普及推進計画について

開 会 時 刻      午後 1 時 30 分

議 長	<p>ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を2番、白金英子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第137回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、新田委員からは遅れる旨の届出がありこれを了承したので報告します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b> 続いて、会長として出席しました会議等の内容について報告いたします。遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧いただきたいと思っております。 6月9日から19日まで、令和2年6月遠野市議会定例会。9日の開会、15、16日の一般質問、19日の閉会に参加してございます。 6月18日、事務局長と一緒に市町村農業委員会会長・事務局長研修会に参加してございます。主にマスタープランの進め方等を確認してございます。 以上です。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>事業経過報告書をご覧ください。 5月29日、遊休農地解消活動としましてエゴマ種まきを実施しました。 6月2日、農地あっせん委員会を開催しました。 6月10日、農地法等申請締切日でした。 6月15日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 6月19日、令和2年度第2回農地専門委員会を開催しました。 6月23日、令和2年度第3回遠野市農業委員会運営委員会を開催しました。 6月24日、遊休農地解消活動としましてエゴマ定植を実施しました。 本日、6月25日、総会です。総会后、農業者年金加入推進委員会。その後、令和2年度第1回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。 6月26日以降の主な行事予定です。 6月30日、遊休農地解消活動としまして遠野緑峰高校でエゴマ定植。農業委員、推進委員が参加いたします。 同じく6月30日、アスト通信の収録を行います。緑峰高校で収録予定です。 追加で6月30日、県の農業会議臨時総会が盛岡市で開催されます。会長が出席する予定です。 7月7日、令和2年度第1回家族経営協定推進会議。 7月10日、農地法等申請締切日です。 7月15日、現地確認調査です。 7月20日、プラン実質化推進ブロック別研修会があります。 7月21日、第4回農業委員会運営委員会があります。 7月22日、アスト通信が放送されます。 7月27日、午前9時から令和2年度農地パトロール出発式がありまして、その後、農業委員会総会を開催します。そしてその後、第1回農業委員会だより編集委員会議を開催します。 7月29日から8月7日まで、令和2年度農地パトロールを実施します。 7月中旬に令和2年度第1回農政専門委員会を開催する予定です。 以上です。</p>

議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分<sup>の</sup>報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>1 ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分<sup>の</sup>報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は1件です。備考欄の所有者が死亡したことによりまして取得者が農地を取得した内容です。農地に関しましては相続者が管理する予定です。近くの担い手に貸すことで進める予定です。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>2、3、4 ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。全部で12件あります。</p> <p>番号1番から番号10番まで、借人が同一で、借人の体調不良により解約するものです。別の担い手、認定農業者が管理することになっていまして、関連議案として番号2番と番号4番についてはこの後審議していただくこととなります。</p> <p>番号11番、借人に農地を売り渡すということで契約を解約するものです。関連といたしましてこの後議案第16号で審議していただくこととなります。</p> <p>番号12番、借人の体調不良により解約するものでありまして、担い手の認定農業者が農地を管理することになっています。関連議案としてこの後審議していただくこととなります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。</p>
議 長	<p>「農地の日」に取り組む活動内容及び農地パトロール（利用状況調査）の実施方法等について、令和2年6月19日に開催した令和2年度第2回農地専門委員会で協議した結果について、佐々木義弘農地専門委員長から報告を受けました。</p> <p>7月15日の「農地の日」を中心に県下一斉に取り組むこととされている「農地の日」の活動については、7月の総会開催日に農地パトロールの出発式とのぼりの掲示を行い、今年も11月の中旬に農地相談会を行うこととした、とのことでした。</p> <p>また、「令和2年度の農地パトロール」については、地域推進班での事前調査と事務局での確認によって対象農地を決め、遠野市農業再生協議会耕作放棄地再生部会の構成団体と共に7月29日（水）から8月7日（金）の日程で実施することとしたい、というものでした。</p> <p>これらにつきましては本日の総会で協議していただくこととしています。</p>
議 長	<p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて総会への報告といた</p>

	<p>します。農地専門委員会の皆さまご苦労様でした。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p> <p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に3番、多田登委員、4番、古屋敷徳夫委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>第137回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計11件、98,828㎡。</p> <p>利用集積、今月計10件、49,336㎡。</p> <p>法第4条、今月計3件、935㎡。</p> <p>法第5条、今月計6件、13,346.96㎡。</p> <p>適用外、今月計3件、882㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計12件、57,789㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>次に日程第2、議案第15号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>7ページです。議案第15号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番から番号3番まで、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定であります。使用貸借期間はいずれも10年です。</p> <p>以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第3】</b></p> <p>次に日程第3、議案第16号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>8ページ、9ページです。議案第16号、農地法第3条第1項の規定による所有権移</p>

	<p>転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人が規模拡大のため譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は後継者である子の妻へ生前一括贈与するものです。なお、後継者であった息子は死亡しています。</p> <p>番号3番と4番、同一の譲渡人になります。譲渡人は市外に居住し耕作できないことから、これまで貸し付けていた譲受人に売買で譲り渡すものであります。</p> <p>番号5番、譲受人は自己耕作地に隣接している農地を集積したいことから譲り受けるものであります。</p> <p>番号6番、自己所有地に隣接している農地を集積したいことから譲り受けるものであります。</p> <p>番号7番、譲受人は譲渡人と合意の上長年当該農地を使用しており、今回売買で譲り受けるものであります。</p> <p>番号8番、譲受人は長年合意の上で譲渡人の所有地を使用していましたが、今回売買で譲り受けるものです。</p> <p>以上8件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の五十嵐です。6月15日午後に、農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で確認しました。事務局の説明どおり、問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区も15日に事務局3名、農業委員2名、推進委員1名で現地確認しました。●●さんから●●●●さんと●●●●●さんとの売買ですが、買い主の自宅から近距離にあります。以前から買い主が耕作し、事務局の説明どおり問題ないと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員、菊池でございます。15日に事務局3名、農業委員1名、推進委員2名で現地を確認してきました。問題ないと見てきました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>6月15日、事務局3名、推進委員3名、計6名で現地確認をしてまいりました。この案件については売買という形で、実質物々交換というようなものかと思われます。片方は酪農家でありますし、もう片方は水田農家であって、農地の集積を図るということで事務局の説明どおり問題ないものと思います。面積の対比については双方とも了解済みというふうに思われます。以上です。</p>
議 長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●●の多田でございます。農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で現地を確認しております。問題は一切ありません。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様ございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 16 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【日程第 4】</b></p> <p>続きまして日程第 4、議案第 17 号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>10 ページ、11 ページです。議案第 17 号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は 10 件で、利用権設定の新規が 9 件、あっせん事業による所有権移転が 1 件となっています。</p> <p>番号 1 番及び 2 番、借人が同一で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号 3 番及び 4 番、借人が同一で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号 5 番、あっせん事業による所有権移転で、売買価格及び所有権移転時期は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 6 番、7 番、及び 9 番、借人が同一で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号 8 番、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権設定です。これは次の議案第 18 号、配分計画の 1 番と関連しています。</p> <p>番号 10 番、契約期間 10 年の賃貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件をみたしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 3 番及び 4 番について、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号 3 番及び 4 番を除く 8 件について、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>



議	長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 17 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p><b>【日程第 5】</b>          続いて日程第 5、議案第 18 号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>12 ページです。議案第 18 号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、計画の作成について意見を求めるものです。本議案に係る申請は上郷地区に関する利用権の設定が 1 件です。</p> <p>番号 1 番、利用権設定、契約期間 10 年です。申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 18 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【日程第 6】</b>          続いて日程第 6、議案第 19 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>13 ページです。議案第 19 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 4 条第 2 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用するものです。申請人は、現住居が老朽化し建て替えをしようとするものです。建て替えにあたり、現在の住居が建っている場所は県道に接し交通量も多く危険であることから自己所有地で環境の良い申請地を適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は原則許可できるものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>番号 2 番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請人は、現在県外にいる息子家族が遠野に戻り家業の農業を手伝うことになったことから、農家住宅を建築するものです。申請人の居宅は老朽化し、現在申請者</p>

	<p>夫婦、両親、子供の大家族で暮らしているため、息子家族も同居することは難しく、息子家族が暮らす農家住宅を新築するものであります。申請地は自己所有地であり、自宅に接し、親子で協力して生活できることから、適地として選定したものです。申請地は第1種農地であります。既存集落に接して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがないことから、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。また、本案件は農振除外の案件で、本年5月8日付で農振除外の決定を受けているものです。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の事前回答書を確認しております。</p> <p>番号3番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするもので、一部追認を含めた申請です。申請人は自宅と小屋が老朽化したため同じ敷地に建て替えをするにあたり、自宅と小屋の位置を移動し、将来子供家族との同居を見据え駐車場を整備したいことから、自宅に隣接する申請地を転用申請するものです。建て替えにあたり測量したところ、平成23年に設置した浄化槽と自宅の横に昭和50年頃に造られた庭が今回の申請地に設置されていることが判明したことから、浄化槽と庭の区分は一部追認となります。いずれも宅地内に設置したとの認識であり、申請者から顛末書が提出されております。本人に悪意はなく、また、庭と浄化槽の設置時に適切に申請されていれば許可できたものであることから、許可できるものと考えます。申請地は第1種農地であります。不許可の例外である集落に接続していることから許可できるものと判断しました。事業費につきましては自己資金と融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書と融資事前回答書を確認しております。</p> <p>以上3件について、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>はい。推進委員の菊池でございます。6月15日、現地確認した結果を報告いたします。確認者は農業委員2名、推進委員2名、事務局3名、計7名でございます。現場につきましては、先ほど説明があったように、●●●で■■■■■から南に約300m、直線ですね、そこにいわゆる休耕田でございます。そこに新築住宅を建てるということでございますから、先ほどのお話のとおり適正であると判断いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●町、菊池でございます。15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で確認してきました。問題ないと確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>はい。内容については事務局から説明があったとおりでありますけれども、場所は住宅に隣接しております。住宅も小屋も建っているところですが、すべて解体をして新しく新築するということございまして、事務局の言うとおりの要件を満たしております問題ないと思っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>ご苦勞様ございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>

議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 7】</p> <p>続いて日程第 7、議案第 20 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>14 ページです。議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 5 条第 3 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、土木建設用資材置場及び重機置場を目的とする転用です。申請人は事業拡大のため工事用重機及び資材置場を拡張するものであります。申請地は平成 30 年 11 月 26 日に転用許可を受け整備済みの資材置場の隣接地であります。このたびの現地調査で申請地の一部がすでに資材、重機置場として整備されていることが判明したため一部追認となりました。申請人は顛末書を提出し、許可を受けた土地の認識の錯誤によりこのような事態を招いたことを深く反省し、悪意性はないものと判断いたしました。申請地は第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地であり、既存施設の拡張であることから他に代わる土地はなく、第 2 種農地の不許可の例外である代替地がない場合に該当することから、許可できるものと判断いたしました。また、本案件は 5 月 8 日付で農振除外の決定を遠野市長より受けております。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>番号 2 番、農業用施設を整備するための転用案件です。申請人は認定農業者で畜産経営をしており、事業拡大のため親子間で使用貸借し牛舎及び堆肥舎を整備しようとするものです。申請地は農振農用地であります。令和 2 年 6 月 9 日に農用地施設用地として用途変更の決定を受けており、第 1 種農地の不許可の例外である農業用施設に供することから許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関への借用申込書が添付されています。</p> <p>番号 3 番、農家住宅の建築を目的とした農家住宅用地として転用しようとするものです。申請人は現在花巻市で借家住まいをしています。実家に戻り両親と同居予定であります。実家は山間地で交通の便が悪く建物も老朽化していることから、申請地を親子間で使用貸借し農家住宅を建築するものです。申請地は第 1 種農地ですが、集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。また、本案件も農振除外の案件で、本年 5 月 8 日付で遠野市長から農振除外の決定を受けております。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。</p> <p>番号 4 番、宅地拡張を目的とする一般住宅用地として転用しようとするものです。申請人は自宅の隣接地にわずかな面積の農地が利用されずにあるため、庭として利用するため、贈与で譲り受けるものであります。申請地は都市計画区域における第 1 種住居専用地域であり、第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は原則許可できるものであります。</p> <p>番号 5 番、自己住宅の建築を目的とした一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請人は現在実家で親、兄弟と同居していますが、子供の成長と共に手狭となったことから、申請地を父から贈与で譲り受け自己住宅を建築するものです。申請地は実家に近く市道に接しており利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は第 1 種農地ですが、集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。また、5 月 8 日付で農振除外決定を遠野市長より受けております。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。</p> <p>番号 6 番、道路拡張を目的とする道路・水路等利用地として転用しようとするものです。申請人は、市道から会社に通じる道路が狭く大型重機の通行が困難であることから、売買で譲り受け、道路を拡張するものです。市道からの進入路北側を拡張する必要があり、土地所有者の同意も得られたことから、適地として選定したものです。</p>

	<p>申請地は第1種農地ではありますが、集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。また、本案件は平成30年10月18日付で遠野市長から農振除外の決定を受けています。事業費につきましては自己資金で実施する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上6件について、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>番号1番につきまして、●●●●さんから■■■■への譲渡転用ですが、現地は■■■■■■■■沿いで平成30年に資材、重機置場として転用が承認された物件の道です。詳細は事務局の説明のとおりです。</p> <p>番号2番は、親子間での譲渡です。2人共認定農業者で水田、畑等は親が、牛等は息子が分担しているようです。現地は■■■■■■■■■付近に沿ったところで、現在も畜舎が建っておりますが狭くなり、牛舎、堆肥舎を建築される予定です。</p> <p>問題ないと判断しました。以上です。</p>
議長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●●地区の藤田です。6月15日に事務局3名と農業委員2名、推進委員2名で現地を確認しました。内容は先ほど事務局が説明したとおりで、問題ないと確認しました。以上です。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●の山口です。6月15日に事務局3名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしました。現地は宅地として以前申請があった場所で、その宅地と宅地の間に三角にわずかに残った農地でした。なぜこれが残ったのか分かりませんが、申請のあったとおり譲り受けるのが一番なのではないかと確認しました。問題はありません。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>はい。6月15日、現地確認をいたしました。場所は■■■■■■■■さんの入り口の道路でありまして、大型の機械が本社に入っていくのに狭いということで、そこに隣接しているところを買うということで、事務局で説明したとおり問題ないということです。以上です。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●の菊池です。15日に確認しました。何ら問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>ご苦勞様でございました。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>





議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、「令和2年度「農地の日」の活動について」は提案のとおりとすることといたします。 次に協議第2号、「令和2年度農地パトロール（利用状況調査）について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。
事務局次長		協議第2号、令和2年度農地パトロール（利用状況調査）について、ご説明いたします。 1番、趣旨は、毎年実施すること、それから、荒廃農地調査等と併せて行うものということで、変わった部分はありません。昨年同様でございます。 2番の実施時期がご協議いただきたい内容であります。この後の検討会でも各推進班でこの日程で良いか協議をしていただくこととしております。案ですが、7月29日から8月7日までで、7月29日が宮守と附馬牛、30日が小友と達曾部、31日が遠野と鱒沢、8月3日が附馬牛と予備枠、4日が予備枠と綾織、5日が松崎と土淵、6日が青笹と上郷、8月7日が予備日、としております。時間は、この後、実施に向けて説明する資料に記載しておりますけれども、午前9時からとしております。それから附馬牛は2枠入っておりますが、件数の多いところは2つに分ける等、要望があれば相談していききたいと思います。 次のページ以降、3、実施手順とか、4、調査の実施とか、5、調査の内容とかは、昨年度と変わりありませんので主に2点について、ご協議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号、「令和2年度農地パトロール（利用状況調査）について」は提案のとおりとすることといたします。 次に協議第3号、「令和2年度全国農業新聞普及推進計画について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。
事務局次長		協議第3号、令和2年度全国農業新聞普及推進計画について、ご説明いたします。 1、課題と目標は昨年と同じですけれども、岩手県全体で3,000部を下回ると地方版がなくなってしまうということで、取り組みを、ということと、農業委員及び最適化推進委員が取り組んだ情報提供活動の「見える化」でもあります。農業会議の方でも「1人1部普及拡大」を示されております。 2、普及計画です。岩手県の数値がありましてその下に遠野市農業委員会について、があります。令和2年度目標ですけれども●●●部ということで示されております。今年度の計画になりますけれども「1人1部普及拡大」ということで●●●部、元年度の●●●部に●●部を足して●●●部となります。1人1部ですので全体で●●部、働きかけて目標達成したいという内容になっております。普及対策会議と普及強調月間は記載のとおり、昨年度と同じ内容になっております。資料の後ろの方に部外秘ということで購読者リスト、最新の情報で、6月19日付でこのようになっております。それから岩手県農業会議から提供があった資料を参考に付けておりますのでご覧いただきたいと思います。45部ということで取り組んでいきたいというご提案です。 ご協議よろしく願いいたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
9番委員		購読者リストですけれども、●●の部分だけで亡くなっている方が3名ほどいるの

	<p>ですが、そういうのはこの名前そのまま配達されているのでしょうか。家族の方から何か出す書類とか必要でしたら。</p>
事務局次長	<p>新聞の方は登録システムから取り出したもので、今現在こういう状態で新聞が配達されていて料金の支払いもできているという内容です。個別にそういう部分がありましたら言ってもらえればと思います。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>9番、綱木委員、よろしいですか。</p>
9番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他、質疑ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第3号、「令和2年度全国農業新聞普及推進計画について」は原案のとおり普及推進することで承認されましたので、委員の皆様には普及推進をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p><b>【その他】</b>  その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは事務局から。</p>
事務局次長	<p>ありません。</p>
議 長	<p><b>【閉会】</b>  以上をもちまして、第137回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p>午後2時40分閉会</p>
	<p>署 名  遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>